

滋賀県協働提案制度の創設について

「協働」とは

NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組。(「滋賀県基本構想」より)

なぜ今、「協働」が必要か

行政では・・・

- ・ 公共サービスに対するニーズが多様化・高度化
- ・ 限られた財源の中で公平・公正に効率的・効果的な行政運営を進めていくことが必要

- ・ 「公」に対する考え方の変化
- ・ 社会経済情勢の変化

多様な主体との
「協働」が必要

企業では・・・

- ・ 営利の追求だけでなく、公益的な側面(企業の社会貢献)も重視

地域では・・・

- ・ 地域課題が多様化・個別化
- ・ 社会的な課題の解決に関心を持ち、自主的・自発的に取り組む人が増加
- ・ 市民活動・NPO活動等が活発化

「協働提案制度」とは

県民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と県行政が、ともに主体的に地域を支え合う協働型の社会づくりをめざし、地域の諸課題やニーズに対応できる地域総合力の向上を図るため、多様な主体からの現場視点による協働提案に基づき、双方の社会的資源や特性を組み合わせながら、ともに公共政策を作り上げていく仕組み。

「協働提案制度」の創設に関する検討経過と今後の予定

制度創設の提言(平成19年10月25日)

「しが協働推進ボード」(県政全般で協働の取組を進めるために必要な検討・助言等を行う機関)が、「県政において協働を進めるための提言(検討・実施が直ちに必要事項)」を知事に提出。「協働提案制度の創設」は、同提言に掲げられた項目のひとつ。

検討機関の設置(平成20年5月14日)

同制度の設計を行うことを目的とする「滋賀県協働提案制度検討委員会」を設置。

制度設計の検討(平成20年6月24日～12月16日)

全6回のスケジュールで同委員会が開かれ、提案制度の類型、対象事業、求める提案内容、提案者、県からの情報開示、事務の流れ、審査・選考方法、評価等について検討。

制度の骨組みに関する提言(平成21年1月6日)

同委員会が「滋賀県協働提案制度の創設に関する提言書」を知事に提出。

県としての制度決定(平成21年3月)

検討委員会による提言内容を踏まえ、事務局(県民活動課)が制度の詳細案を作成。

3/11 協働推進本部での協議・決定

3/17 県政経営会議に報告・決定

応募型事業のテーマ庁内募集(3/24〆切)

「協働提案制度」の骨組み

1 類型・対象事業

応募型（県テーマ）と創造型（自由テーマ）の2種類とする。

〔 応募型：県がテーマを提示して募集する事業であり、協働にふさわしいもの。
創造型：自由な発想で多様な主体から提案される事業であり、なおかつ県としての役割をもって協働して関わることがふさわしいもの。〕

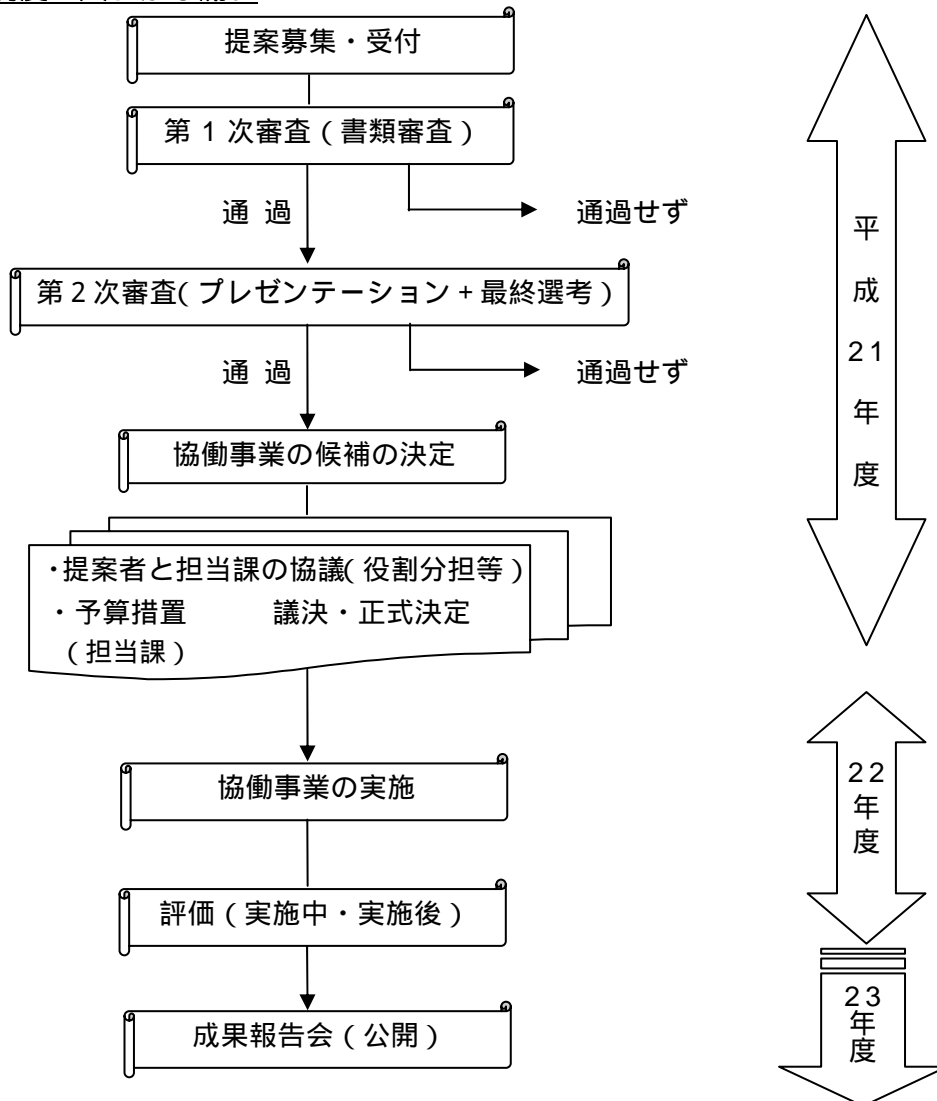
2 提案者の資格要件および事業の実施主体

個人・団体を問わない。（個人、グループ、地域団体、NPO、企業、大学等。ただし、国、他の地方公共団体は対象外。）

特段の資格要件を設けない。
（ただし、団体については、宗教や政治活動を目的とする団体でないこと、暴力団等の社会的に問題のある団体でないことなどについての確認書の提出を求める。）

事業の実施主体は、対象事業を遂行することができる団体とし、団体提案の場合は、原則として提案者が実施主体となる（個人による提案の場合は、採択された事業の実施団体を次年度に募集する。）

3 提案制度の大まかな流れ



4 応募型テーマの情報

県からテーマを提示する「応募型」については、募集時に次の情報を提供する。

テーマ

担当課情報（所属名、連絡先等）

背景と課題

目的

協働への期待

県がこれまで実施した関連事業・取組

想定する事業規模・経費（事業の内容や形態がある程度特定化できるテーマの場合は記入）

5 提出書類の種類と内容

(1) 提案書

(2) 事業計画

(3) 提案者情報

(4) 団体目的等についての確認書（団体提案のみ）

(5) 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面（法人格を持たない団体提案のみ）

6 審査・選考方法

(1) 審査

内外の委員で構成する審査委員会を設けて行う。

(2) 委員構成

協働に造詣の深い有識者、NPO（中間支援組織）、経済団体、県職員など数名を予定

(3) 審査の種類

審査は、「第1次審査（書類審査）」と「第2次審査（公開プレゼンテーションおよび非公開の最終選考）」のみとし、部会は設けない。

ただし、提案に対する担当課としての意見を照会し、第1次審査の参考とする。（または、担当課が第1次審査に出席して委員に意見を述べる。）

第1次審査を通過した提案者は、担当課との協議の結果、必要に応じて提案内容を修正し、当初案よりも優れた提案を公開プレゼンテーションで行った場合は、最終選考でこれを加味する。

また、第2次審査については、原則として担当課職員が公開プレゼンテーションに参加し、その上で最終選考に出席して意見を述べるができる。

最終選考では、公開プレゼンテーションおよびその質疑等をもとに(5)に定める審査基準に基づいて採点し、第1次審査の結果を含む集計をもとに、最終的に採択する協働事業の候補を選考する。

(4) 第1次審査の基準

法令等の制約

公益性

協働の必要性

課題認識と事業の有効性

なお、事業の性質にもよるが、「継続の可能性」も審査の視点のひとつとする。

(5) 第2次審査の基準

実施の可否

実現可能性

経済性

協働企画力

審査項目ごとに配点を定め、総得点で採択を決める。

(6) 審査・選考に関する情報公開

提案段階

特に公表しない。

審査段階・審査終了後

第1次審査後

- ・通過提案者（団体）名、事業名、総提案数等を公表する。
 - ・選に漏れた提案者が希望する場合は、当該提案に係る順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。
- 第2次審査のうち、プレゼンテーションは公開とする。
- 第2次審査（最終選考）後
- ・候補事業の提案者（団体）名、事業名等を公表する。
 - ・選に漏れた提案者が希望する場合は、当該提案に係る順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。

7 評価

評価シートは番号選択式等のできるだけシンプルなものし、手順は丁寧なものとする。
（評価に関する意見交換の実施等）
中間評価と実施後評価を行い、どちらも県・実施団体双方による自己評価とする。
実施後評価を行った後、「成果報告会」を公開で行う。（翌年度の提案募集説明会と兼ねて開催）
自己評価と成果報告会の内容に基づき、審査委員会の委員等が事業評価を行う。